

議案第 89 号

勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条項の整備を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和 53 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「母子父子家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、その意義は次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 母子家庭とは、次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童(月の途中において満 20 歳に達する場合は、その月の末日までこの助成の対象とする。以下同じ。)の母がその児童を監護している家庭又は母がないか若しくは母が監護しない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育(その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。</p> <p>ア 父母が婚姻を解消した児童(父と生計を同じくしている児童</p>	<p>_____母子父子家庭医療費の助成に関する条例 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「母子父子家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、その意義は次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 母子家庭とは、次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童(月の途中において満 20 歳に達する場合は、その月の末日までこの助成の対象とする。以下同じ。)の母がその児童を監護している家庭又は母がないか若しくは母が監護しない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育(その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。</p> <p>ア 父母が婚姻を解消した児童(父と生計を同じくしている児童</p>

又は母の配偶者に養育されている児童は除く。)

イ 父が死亡した児童

ウ 父又は母の配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ 父が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条第1項_____の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(2) 父子家庭とは、次のいずれかに該当する20歳未満の児童の父がその児童を監護している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。

ア 父母が婚姻を解消した児童(母と生計を同じくしている児童又は父の配偶者に養育されている児童は除く。)

イ 母が死亡した児童

ウ 母又は父の配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ 母が引き続き1年以上遺棄している児童

又は母の配偶者に養育されている児童は除く。)

イ 父が死亡した児童

ウ 父又は母の配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ 父が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条第1項**又は第10条の2**の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(2) 父子家庭とは、次のいずれかに該当する20歳未満の児童の父がその児童を監護している家庭で、市長が適当と認めたものをいう。

ア 父母が婚姻を解消した児童(母と生計を同じくしている児童又は父の配偶者に養育されている児童は除く。)

イ 母が死亡した児童

ウ 母又は父の配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ 母が引き続き1年以上遺棄している児童

<p>カ 母が配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項_____の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>キ 母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>カ 母が配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>キ 母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童</p> <p>2～6 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例の一部改正)

2 勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成 8 年勝山市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例」を「母子父子家庭医療費の助成に関する条例」に改める。

(子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 子ども医療費の助成に関する条例(平成 8 年勝山市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例」を「母子父子家庭医療費の助成に関する条例」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正)

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成 27 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「勝山市母子父子家庭医療費の助成に関する条例」を「母子父子家庭医療費の助成に関する条例」に改める。